

市民説明会・パブリックコメント・職員アンケート後の反映について

1. 修正事項

■論点 2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項

ご意見①:趣旨説明の2つ目が読んで頭に入ってこなかった。「禁止」を2回使っており、本人の意思に反して禁止するとある。文章を整理した方がよい。

➤ 修正事項

・文言を整理する。

修正前:アウトティングを禁止することとする。市、市民及び事業者等は、性的指向又は性自認に関する公表を、本人の意思に反して本人に強制すること又は本人の意思に反して禁止することをしてはならない。同時に、本人の意思に反して性的指向又は性自認を第三者に公表してはならない。

修正後:アウトティングを禁止することとする。市、市民及び事業者等は、性的指向又は性自認に関する公表を、本人の意思に反して本人に強制し、又はすること又は本人の意思に反して禁止することをしてはならない。同時に、本人の意思に反して性的指向又は性自認を第三者に公表してはならない。

ご意見②:アウトティングの文言について、本文には「本人の意思に反して本人に強制する」とあるが、注には「本人の了解を得ずに」となっている。どちらかに統一されるのがよい。

➤ 修正事項

・アウトティングの注は「本人の意思に反して」で統一する。

■その他 中間のまとめ P1「武蔵野市の現状」

ご意見:(2)武蔵野市男女平等に関する意識調査の実施において、性的マイノリティの人の人権を守るために必要な方策として、①性的マイノリティであっても不利な取り扱いをうけないような法律や制度を整備する(49.8%)、②正しい理解を深めるための教育を学校で行う(50.7%)、③相談・支援体制を充実させる(36.7%)と、①と②が逆転しているのではないか。

➤ 修正事項

・文言を修正する。

修正前:調査結果によると、性的マイノリティの人の人権を守るために必要な方策としては、「性的マイノリティであっても不利な取り扱いをうけないような法律や制度を整備する」が全体で49.8%と一番多く、女性(54.4%)、男性(46.3%)別でも一番多くなる結果であった。また続いて、「正しい理解を深めるための教育を学校で行う」(全体で 50.7%)、「相談・支援体制を充実させる」(同 36.7%)であった。

修正後:調査結果によると、性的マイノリティの人の人権を守るために必要な方策としては、「性的マイノリティであっても不利な取り扱いをうけないような法律や制度を整備する」が全体で49.8%と一番多く、女性(54.4%)、男性(46.3%)別でも一番多くなる結果であった。また続いて、「正しい理解を深めるための教育を学校で行う」(全体で 47.2%)、「相談・支援体制を充実させる」(同

34.8%)であった。

2. 検討事項

■論点2-1 制度の種類

ご意見:なぜ宣誓なのか。民法では宣誓の規定はなく、届出をすれば婚姻関係になるが、パートナーシップ制度では届出ではなく宣誓が必要なのか。

■論点3-1 居住地

ご意見:2人が市内に住所を有する、同居を基本とするというのは、別居している場合はどうなのか。片方もしくは双方が市内在住であれば、パートナーシップを認めていくのはどうか。パートナーシップ関係となった片方が、単身赴任などが出来ないことについても、何らかの解決策が必要である。

■論点4-1 提出書類

ご意見①:提出書類に「パートナーシップ宣誓書」と書かれていると、制度利用のハードルが上がると考える。誰かを前にしてお互いの気持ちを述べるという意味合いで宣誓を捉える方もいるのでは。

ご意見②:提出書類について、「住民票(写し含む、発行から3か月以内)または住民基本台帳カード」とあるが、平成 27 年 12 月末で住民基本台帳カードの新規交付が終了し、マイナンバーカード(個人番号カード)にその役割が引き継がれて所持者も増加しているため、提出書類の選択肢にマイナンバーカードも追加したらよいのではないか。

ご意見③:独身を証明する書類として戸籍とともに「独身証明書」があげられているが、この証明は通常結婚相談所で使用するもので(武蔵野市市民課HPでもそのように案内している)、交付件数も少ないものであるため、申請の際念入りに使用目的を確認をされたり、交付まで時間がかかたりする可能性があるのではないか。人によっては不快な思いをされるかもしれないので、このあたりは丁寧な説明が必要になると思う。

■論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法

ご意見①:届出の場所がなぜ男女平等センターなのか。担当課だということと、プライバシーに配慮という説明があったが、婚姻制度に準ずる仕組みであれば、戸籍課でよいと思う。戸籍課は戸籍を扱う部署なので、当然プライバシーに配慮された部署だと思う。戸籍課に届け出てもプライバシーの問題は生じないのでは。

届け出先を男女平等推進センターに限定するのは差別的に映る。男女平等推進センターの所属と同じ部なのだから、婚姻届と同様に、市役所の市民課での受理はできないか。もし「人目が気になる」などの事情がある場合にだけ、男女平等推進センターでの受理にするなどの配慮をすればいいのではないか。

ご意見②:婚姻届は代理人や1人でも提出できるが、パートナーシップ宣誓は2人揃わないと提出できないのはなぜか。

■論点5-1 宣誓書等の保存期間

論点2の表現を修正した場合は、修正内容に合わせた趣旨説明の表現とすることも必要であるか検討の余地もある。

■論点5-3 転出時の取扱い

ご意見: 単身赴任等やむを得ない状況で1人だけ転出する場合も、一律にパートナーシップ解消となるのか。

■その他

副会長より: 片方が先に市内に居住していて、もう一方が後から転入する場合、市営住宅に申し込めない。何か月以内に引っ越すと入居できる等の手続きの流れを確認したい。市営住宅の規定と制度が合わず失効することのないようにしたい。

全般事項

パートナーシップ制度の届け出は、市に対して許可や認可等を求めるものではないため、「申請」の表現を改める。